

事 務 連 絡  
平成 30 年 11 月 6 日

公益社団法人日本通信販売協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「平成 29 年度医薬品販売制度実態把握調査」に基づく法令遵守  
の周知について（依頼）

日頃から厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。

平成 29 年度の調査結果については、平成 30 年 8 月 27 日に別添のとおり公表したところですが、インターネットでの販売においては、第 1 類医薬品の相談における「相談に対応した者の資格が薬剤師であった」が 51.3%（前年度 70.1%）、第 2 類医薬品等の相談における「相談に対応した者の資格が薬剤師または登録販売者であった」が 25.5%（前年度 33.9%）、「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」が 36.6%（前年度 45.9%）であるなど、遵守率が低いことに加え、前年度に比べて遵守率が低下している項目が見られ、薬局・店舗販売業において販売ルールが徹底されていない結果が確認されました。

については、貴会会員で一般用医薬品を販売している薬局、店舗販売業に対し、サイトの掲載情報や販売記録の再確認、購入者への伝達事項徹底等を周知いただき、より一層の適正な医薬品の販売制度の運用に御協力をお願いいたします。

なお、濫用等のおそれのある医薬品については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページの「一般用医薬品・要指導医薬品 情報検索」で確認できますので御活用ください。

一般用医薬品・要指導医薬品 情報検索（PMDA）

<http://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/>